

令和3年度 建設工事競争参加資格審査申請書提出要領

令和3年度に十和田市で行われる建設工事の競争入札・見積等に参加を希望するかたは、下記の事項に留意の上、申請書を提出してください。（建設工事は、毎年申請になります。）

記

1. 受付期間

令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで（土・日、祝日を除く）
（受付期間以外は申請書の受付をしませんのでご注意ください。）

※ 受付締切日間際は申請が集中することが予想されますので、なるべく早い時期に提出して下さるようお願いいたします。

2. 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
（正午から午後1時の間は申請書の受付をしませんのでご注意ください。）

3. 提出方法

- (1) 本店・支店等が十和田市内にある場合：持参のみ
- (2) 本店・支店等が十和田市内にない場合：持参又は郵送（宅配便も可）
 - ア. 郵送の場合は消印が令和3年2月15日までのもの
 - イ. 宅配便の場合は配達依頼日が令和3年2月15日までのものを有効とします。

4. 有効期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）

5. 地域判定

本店所在地により、市内業者・県内業者・県外業者として登録します。
提出時のファイル色を以下のように指定します。

市内＝黄色 、 県内＝ピンク 、 県外＝水色

6. 提出書類

	書類名	法人	個人	摘要			
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (建設工事)	○	○	様式第1号もしくは「中央公契連統一様式」			
②	営業所一覧表	○	○	様式第2号もしくは任意様式でも可			
③	工事経歴書(直近1か年分)	○	○	様式第3号もしくは任意様式でも可			
④	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	○	○	総合評定値(P)があり、審査基準日は令和元年7月31日以降で最新のもの。			
⑤	建設業許可証明書または指令書	○	○	写し可			
⑥	専任技術者証明書	○	○	写し可(市内業者のみ提出)			
⑦	技術職員調書	○	○	様式第4号もしくは任意様式でも可			
⑧	登記事項証明書(写し)	○		現在事項または履行事項全部証明書	申請日から遡って		
⑨	身分証明書		○	写し可	3か月以内のもの		
⑩	納税証明書(最新1か年分、写し可)		・市税:十和田市税務課(未納税額がないことの証明) ・国税:本店所轄税務署(未納税額がないことの証明)				
	市内に本店の所在地を有する業者	市税	・法人市民税	○	市納税証明書	申請日から遡って 3か月以内のもの	
			・固定資産税	○			○
			・市町村民税				○
			・国民健康保険税				○
	その他の業者(市外業者)	国税のみ	・法人税	○	法人:納税証明書その3-3		
			・消費税・地方消費税	○			○
			・申告所得税				○
	その他の業者(市外業者)	国税のみ	・法人税	○	個人:納税証明書その3-2		
			・消費税・地方消費税	○			○
・申告所得税				○			
⑪	委任状	委任する場合のみ		様式第5号もしくは任意様式でも可			
⑫	使用印鑑届	○	○	様式第6号もしくは任意様式でも可			
⑬	個人住民税特別徴収実施確認(誓約)書	○	○	市内業者のみ提出(様式第7号)			
⑭	誓約書	○	○	全業者提出(様式第8号)			
⑮	障がい者の雇用状況	○	○	障害者雇用状況報告書等の写し			
⑯	社会保険等の加入を確認できる書類等	○	○	該当者のみ提出(様式第9号又は必要書類)			

7. その他

・提出書類はA4サイズで①～⑯の順に揃え、A4フラットファイル(表紙:板紙、とじ具:樹脂製)に綴り提出してください。

※ファイルの背表紙に「令和3年度 建設工事 (株)〇〇」と表示してください。

- ・書類提出後、申請期間内に内容等の変更があったときは、速やかに書類の差し替えをお願いします。
- ・持参する場合は、**受領書(様式有り)**を準備して届出窓口までお出ください。
- ・郵送する場合は、**切手を貼付した返信用封筒と受領書もしくは受領書内容を印刷したハガキを同封**してください。

8. 申請者の要件

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ・十和田市契約規則第1条の規定に該当しないこと。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・営業実績が1年以上あること。
- ・建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること。
- ・登録を希望する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること（審査基準日が令和元年7月31日以降のもの）。
- ・社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していること（当該保険の適用事業所でない者、適用除外の者を除く）。
- ・十和田市に納入すべき使用料等について滞納していないこと。

※使用料等の滞納の有無については、上下水道部など関係部署に確認しますので、納入を確認するための証明書類等の提出は不要です。

9. 申請書類の注意点

①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

当市の様式は「中央公契連統一様式」に準じて作成しております。記載要領に従い作成をお願いします。

- ・資格審査申請書に記載する代表者役職名及び氏名は、**登記事項証明書と一致**させてください。
- ・「16 申請代理人」欄は、司法書士等の外部に代理申請を依頼した際に記入していただく欄になりますので、社内申請者が記入する欄ではありません。社内申請者は、「担当者」となります。
- ・株式会社等の法人の種類は下表の略号で記入してください。略号が下表にない場合は正式名称を記入してください。

株式会社：(株)	有限会社：(有)	合同会社：(同)	合資会社：(資)
合名会社：(名)	協業組合：(業)	企業組合：(企)	特定非営利活動法人：(特非)
一般社団法人：(一社)	公益社団法人：(公社)	一般財団法人：(一財)	公益財団法人：(公財)
社団法人：(社)		財団法人：(財)	

②営業所一覧

本店のみの場合でも、本店所在地等を記入し必ず提出してください。
同様の記載内容を備えてあれば任意の書式でも可。

③工事経歴書

経営事項審査申請時に提出したものの写しでの提出も可とします。

④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

総合評定値（P）があり、審査基準日が令和元年7月31日以降に作成されたものを提出してください。

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等にあることを鑑み、「建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第五十二号）が令和2年5月29日に施行されたところです。対象者につきましては、「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の有効期限の取扱いを本省令のとおりとします。審査基準日（決算日）が平成30年10月29日以降である直近の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」と様式第10号を提出してください。

⑥専任技術者証明書（市内業者のみ提出）

⑦技術職員調書

技術職員の資格一覧表として、資格区分表を確認の上、作成してください。

自社で作成している最新の技術職員一覧表を調書に代えての提出も可とします。また、市外業者の方は経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿の写しでも可とします。

⑧現在事項または履歴事項全部証明書

証明日が申請日から遡って3か月以内であるものを提出してください。（写し可）

⑨身分証明書

証明日が申請日から遡って3か月以内であるものを提出してください。（写し可）

⑩納税証明書

提出する納税証明書の証明日が申請日から遡って3か月以内であるものを提出してください。（写し可）
滞納額がある場合は、申請書の受付を行うことができませんのでご注意ください。

納税済みの場合で、証明書に未納額の表示がある場合は、納入済通知書（写し）を添付してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、国税及び市税において納税の猶予を受けている場合、7ページを参照ください。

※国税の納税証明書の交付請求をする際には、事前に最寄りの税務署に必要書類（納税証明書交付請求書、委任状等）を確認するようにしてください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>)

※e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用しているかたはオンラインで納税証明書の交付請求ができます。

⑪委任状

代表者が、支店・営業所等の長に有効期間内に行う入札及び契約等の権限を委任する場合に提出してください。

入札時の代表者又は受任者から代理人への委任状とは異なるものですのでご注意ください。

⑫使用印鑑届

- ・代表者（委任状を提出される場合は受任者）が入札・見積・契約の締結・代金請求などに使用する印鑑を押印してください。
- ・法人の場合は、商号・代表者（受任者）の役職名が入った印鑑を、個人の場合は商号・代表者（受任者）の役職名が入った印鑑又は個人印を押印してください。
- ・社印（角印）は、代表者印とともに全ての提出書類に使用する場合のみ押印してください。
- ・委任状を提出した場合、受任者の印鑑と使用印鑑は一致します。
- ・権限の一部を委任される場合は、本店及び受任者それぞれについて作成し、提出してください。

⑬個人住民税特別徴収実施確認（誓約）書（市内業者のみ提出）

個人住民税の特別徴収の実施状況等に対する質問に対し該当する項目にチェックをしてください。
特別徴収指定番号の確認は、十和田市役所税務課（51-6766）へお問い合わせください。

⑭誓約書（全業者提出）

十和田市暴力団排除条例第7条に基づく入札参加資格申請者への措置として提出していただく書類です。

⑮障がい者の雇用状況

障がい者の雇用状況を公共職業安定所に**報告する義務がある事業所は、障害者雇用状況報告書の写し**を提出してください。

◎障がい者の雇用状況を公共職業安定所に**報告する義務がない事業所**で、障がい者を常時雇用している場合は、次の書類の写しを提出してください。

- ・**身体障害者手帳等**
- ・**常時雇用を証明する書類（健康保険証等）**

※障害者雇用状況報告書の報告義務のある事業主は、企業全体の常用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が50人以上の事業主です。

⑯社会保険等の加入を確認できる書類等（該当者のみ提出）

社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入状況については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性）」欄で確認します。

- 1) 当該通知書で、社会保険等の加入の有無欄が「有」又は「除外」と記載されている場合
社会保険等の加入を確認できる書類等の提出は不要です。
- 2) 当該通知書で、社会保険等の加入の有無欄が1つでも「無」と記載されている場合
 - ・社会保険等の適用を受けない事業所は、申立書（様式第9号）に必要事項を記入し、押印のうえ提出してください。
 - ・社会保険等に加入している事業所は、加入を確認できる書類の写しを提出してください。

※社会保険等の加入を確認できる書類

雇用保険

労働保険料の領収書、雇用保険適用事業所設置届の事業主控 など

健康保険及び厚生年金保険

年金事務所等発行の保険料の領収書、健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控 など

※提出書類に不備がある場合は受理できません。全ての書類が揃い、受付された日をもって受理日とします。

◎個人事業主のかたの受注分につきましては、業務内容等によっては委託料等支払時に所得税を源泉徴収する場合があります。(所得税法第204条第1項第2号)

問い合わせ・提出先

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市 総務部 管財課 契約係

TEL 0176-51-6714

FAX 0176-25-2049

新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けている方の 納税証明書の提出について

新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けている方は、各種納税証明書の提出について以下の取扱いとさせていただきます。

① 国税（各税務署で交付）

ア 法人の場合 「法人税」と「消費税及び地方消費税」 （様式その1）

イ 個人の場合 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」 （様式その1）

※備考欄に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税猶予の記載があることを確認のうえ提出してください。（その他の理由による猶予の場合は認められません）

※納税証明書は税目毎に分かれて発行されます。

② 市税（当市で交付）

ア 法人の場合 法人市民税と固定資産税
徴収猶予許可通知書の写し

イ 個人の場合 市民税、固定資産税と国民健康保険税
徴収猶予許可通知書の写し

※未納額が記載された納税証明書と徴収猶予許可通知書の写しを提出してください。

※市外業者は提出不要です。

その他

- ・証明書（徴収猶予許可通知書の写しを除く）は、証明日が申請日から遡って3か月以内のものとなります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響以外の理由による納税猶予の場合、申請受付はできません。
- ・猶予期間終了後に、改めて未納がないことを証明する納税証明書を提出してください。猶予期間終了後も未納であることが判明した場合、名簿から一時的に取り下げることがあります。